

事務連絡
平成28年11月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局歯科医療管理官

歯科用薬剤「リグロス歯科用液キット」の算定について

平成28年厚生労働省告示第392号において、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号）の一部が改正され、第10部追補（6）に歯科用薬剤としてリグロス歯科用液キット600 μ g及びリグロス歯科用液キット1,200 μ gが追加されたところです。

当該薬剤は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第2 歯科点数表の第2章第9部手術の区分番号「J063 歯周外科手術 4 歯肉剥離搔爬手術」を実施した際に使用可能であり、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）の第十二の「四」に規定する特定薬剤には該当しないため、手術に当たって当該薬剤を使用した場合は手術の所定点数に薬剤料を合算した点数により算定して差し支えないことを貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知を図るよう、ご協力をお願い申し上げます。

参考：歯科点数表の第2章第9部手術に規定する特定薬剤

（「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号））

使用薬剤の薬価（薬価基準）の別表第4部歯科用薬剤外用薬（1）に掲げる薬剤及び別表第十一に掲げる薬剤